

札幌市子ども・子育て支援法施行条例等の改正について

<改正の概要>

国における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、本市における当該基準を改正後の国の基準と同様の内容に改めるため、札幌市子ども・子育て支援法施行条例等について次の改正を行った。

<改正の内容>

1 安全計画の策定等	5 懲戒権の削除	1 施行期日
<p>保育所や家庭的保育事業所等について、既に学校保健安全法により安全計画の策定が義務付けられている幼稚園や認定こども園と同様に、安全計画の策定等に係る規定を新設する。</p>	<p>民法及び児童福祉法において親権者等の懲戒権に係る規定が削除されたことに伴い、<u>保育所や幼保連携型認定こども園</u>について、懲戒権に係る規定を削除する。(家庭的保育事業所等や幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にはそもそも懲戒権に係る規定なし。)</p>	<p>令和5年4月1日。ただし、関係する改正省令のうち懲戒権の削除に係る規定は既に施行されていることから、対応する規定については、公布の日から施行する。</p>
<p>2 保育所等が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備の共用及び職員の兼務</p> <p>保育所、<u>家庭的保育事業所等や幼保連携型認定こども園</u>について、児童の保育や支援に支障が生じない場合に限り、他の社会福祉施設（指定発達支援事業所等）を併設する際に設備や人員を共用できるよう規定を設ける。</p>	<p>6 子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止</p> <p><u>幼保連携型認定こども園以外の認定こども園</u>について、既に児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことが規定されている保育所、家庭的保育事業所等や幼保連携型認定こども園と同様に、係る規定を新設する。</p>	<p>2 経過措置（児童のバス送迎に当たってのブザー等の設置）</p>
<p>3 業務継続計画の策定等</p> <p>保育所について、業務継続計画の策定を努力義務とすること、また、<u>保育所や家庭的保育事業所等</u>について、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための講ずるべき措置についての具体的な規定を設ける。</p>	<p>7 送迎等により自動車を運行する場合の児童の所在確認</p>	<p>児童等の送迎を目的とした自動車にブザー等の装置を備えることが困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができ、この場合、認定こども園等はブザー等の設置に代わる措置を講じて児童等の所在確認を行わなければならない旨の経過措置を設ける。</p>
<p>4 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例</p> <p>乳児4人以上を入所させる<u>保育所</u>において、看護師等を1人に限って保育士とみなすことができる経過措置について、在籍する乳児の人数要件が撤廃されたことから、<u>認定こども園</u>（すべての類型）においても、同様の規定を新設する。</p>	<p><u>保育所、家庭的保育事業所等や幼保連携型認定こども園以外の認定こども園</u>について、児童等の送迎を目的とした自動車を運行する時は、乗車及び降車の際に点呼等の方法により所在を確認すること、また、ブザー等の装置を備えることを義務付ける規定を新設する。(幼保連携型認定こども園は、府省令の改正により義務付け。)</p>	

<施設種別ごとにみた規定の整理> ○印が今回の条例改正に関する部分

	保育所	家庭的保育事業所等	認定こども園（幼保連携型）	認定こども園（幼保連携型以外）
1 安全計画の策定等	○	○	(学校保健安全法により既に義務化)	(学校保健安全法により既に義務化)
2 設備の共用及び職員の兼務	○	○	○	(※)
3 業務継続計画の策定等	○	○ (感染症等の予防等の部分のみ)	(学校保健安全法での規定あり)	(※)
4 看護師等の特例	○	(家庭的保育は特例なし。小規模等は1人のみ可)	○	○
5 懲戒権の削除	○	(懲戒権の規定なし)	○	(懲戒権の規定なし)
6 有害な影響を与える行為の禁止	(既に規定あり)	(既に規定あり)	(既に規定あり)	○
7 自動車を運行する場合の児童の所在確認	○	○	(内閣府令等で規定)	○

(※) 保育所型認定こども園は保育所、幼稚園型認定こども園は幼稚園に適用される規定が、それぞれ適用される。

<改正する条例と改正の内容 対応表>

改正する条例	関連する施設等	関連する国の基準	改正の内容						
			1	2	3	4	5	6	7
札幌市子ども・子育て支援法施行条例	・認定こども園、保育所、家庭的保育事業所等	・特定教育・保育施設及び特定地域保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準					○		
札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	・幼保連携型認定こども園	・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準		○		○	○		
札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準					○		○
札幌市児童福祉法施行条例	・保育所、幼保連携型認定こども園	・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	○	○	○	○	○		○
	・家庭的保育事業所等	・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	○	○	○				○